

特定技能制度に係る随時届出・随時報告に関するQ & A

(令和7年4月1日施行)

令和7年3月
出入国在留管理庁

令和7年3月12日に入管法施行規則の一部を改正する省令が公布され、特定技能制度においては、令和7年4月1日から特定技能所属機関が行う随時届出の運用が変更され、登録支援機関についても随時報告が新設されることとなりました。以下、施行日に先駆けて随時届出及び随時報告に関する留意点をQ & A形式でまとめました。

【施行日前後の随時届出の提出に関するQ & A】

Q 1 : 随時届出に係る事由発生日が令和7年3月18日から31日までの間であった場合において、同年4月1日以降に地方出入国在留管理局に届出をすることとなった場合は、従前の届出書と改正後の届出書のどちらで届出をすべきですか。

A 1 : 4月1日以降の届出については、改正後の様式を使用してくださいお願いします。

Q 2 : 令和7年3月31日に従前の様式で随時届出を郵便で提出しました。入管に届くのは同年4月1日以降になると思われますが、再提出の必要はありますか。

A 2 : 原則として再提出の必要はありません。ただし、地方出入国在留管理局から届出内容の修正等の依頼があった場合には御対応をお願いします。

Q 3 : 令和7年3月30日に税金の未納（特定技能基準省令第2条第1項第1号不適合）が発生しました。従前の届出制度では随時届出をする必要がなかった内容ですが、4月1日以降は随時の届出事由に該当しています。この場合、随時届出は必要でしょうか。

A 3 : 基準不適合の状態（税金の未納）が4月1日時点で続いている場合には、随時届出の提出が必要となります。他方、3月31日までに基準不適合の状態が解消（税金の完納）した場合は、随時届出は不要です。

Q 4 : 運用要領の改正により、受入れ困難に係る届出の届出事由から外国人本人から自己都合退職の申出があった場合が除けられましたが、令和7年3月31日に自己都合退職の申出があった場合には、受入れ困難に係る届出の提出は必要でしょうか。

A 4 : 届出書を提出しようとする時期が令和7年4月1日以降となる場合であれば受入れ困難に係る届出を提出する必要はありません。ただし、その後に同人が退職した場合には、雇用契約終了の届出が必要となることに留意してください。

【施行後の特定技能所属機関随時届出Q & A】

○ 全般事項

Q 1 : 令和7年4月1日以降の随時届出にはどのような種類がありますか。

A 1 : 入管法第19条の18第1項に規定する特定技能所属機関の提出する随時届出は以下のとおりです。

- ・ 特定技能雇用契約に係る届出（雇用契約の変更・終了・新たな契約の締結）
- ・ 1号特定技能外国人支援計画変更に係る届出
- ・ 登録支援機関との支援委託契約に係る届出（契約の締結・終了・変更）
- ・ 受入れ困難に係る届出（行方不明、傷病、1か月以上の活動未実施等）
- ・ 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出
- ・ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（自社支援の場合）

○ 受入れ困難に係る届出

Q 2 : 令和7年4月1日以降の受入れ困難の届出は何が変わるのですか。

Q 2 : 新たな届出事由として、特定技能所属機関に「1か月以上の活動未実施期間が発生した」場合が加わります。また、運用を見直し、特定技能外国人から自己都合退職の申出があった場合は、受入れ困難に係る届出については提出不要となります（その後、特定技能外国人が退職した場合には、特定技能雇用契約の終了に係る届出が必要。）。

Q 3 : 在留資格認定証明書の交付を受けた後、上陸許可がされるまでの間に、特定技能外国人との雇用契約が終了したため受け入れることができなくなりました。しかし、その後、特定技能外国人が上陸許可を受けてしまいました。受入れ困難に係る届出や特定技能雇用契約の終了に係る届出は必要ですか。

A 3 : 対象となる外国人が1か月以内に活動を開始できないのであれば、受入れ困難に係る届出が必要です（詳細はQ 5－9を参照してください。）。また、雇用契約を終了するのであれば、特定技能雇用契約の終了に係る届出も必要となります。

Q 4 : 受入れ困難に係る届出を提出する場合は、必ず「受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5－11号）」、「1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書」（参考様式第5－14号）又は「行方不明が判明した際の状況説明書」（参考様式第5－15号）を添付する必要がありますか。

A 4 : 必要です。届出事由に応じて、受入れが困難になった経緯をできるだけ詳細に記載して、受入れ困難に係る届出書に添付して提出してください。

Q 5 : 特定技能外国人の一時帰国を理由に、一旦特定技能雇用契約を終了しました。本邦へ再入国した後は同じ雇用条件で雇用契約を再度締結する予定です。この場合、受入れ困難に係る届出は必要ですか。

A 5 : 受入れ困難の事由が外国人の自己都合退職に該当するのであれば、受入れ困難に係

る届出は不要です。一方、それ以外の理由であれば、再入国した後に再度雇用契約を締結する予定であったとしても、一旦雇用契約が終了する見込みがたった時点で受入れ困難に係る届出が必要です。

Q 6 : 新しく届出事由となった「1か月以上の活動未実施期間が発生した場合」はどのように届出書を作成すればいいですか。

A 6 : 特定技能所属機関の都合（生産ラインの縮小等）である場合は、A a 欄の事由の区分について「その他」を選択し、「1か月以上の活動未実施」と記載してください。特定技能外国人の都合（私生活上の傷病等）である場合は、B a 欄の事由の区分について「その他」を選択し、「1か月以上の活動未実施」と記載してください。

また、いずれの都合であっても「「1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書」（参考様式第5－14号）」の作成は必要となりますので、同様式を作成して届出書に添付してください。

Q 7 : 特定技能外国人が自己都合により再入国許可により出国し、その結果として1か月以上の活動未実施期間が発生した場合は、「1か月以上の活動未実施期間」に該当しますか。

A 7 : 再入国許可による出国が特定技能外国人の自己都合（自発的な帰国等）のみによる場合は、届出の必要はありません。なお、特定技能所属機関の都合（生産ラインの縮小等）により、特定技能外国人が再入国許可による出国を余儀なくされ、その結果として1か月以上の活動未実施期間が発生した場合は、届出をする必要があります。

Q 8 : 特定技能雇用契約の締結後、入管に在留諸申請をしましたが、その後諸事情により、特定技能外国人を受け入れることが難しくなりました。外国人に雇用契約の解除を申し入れましたが、特定技能外国人が入管から許可を受けてしまいました。この場合、受入れ困難の届出は必要ですか。

A 8 : 本件は、受入れ機関が合意解除を求めたものの、外国人側に雇用契約解除の意思がなかったケースであるため、雇用契約は終了していないと考えられます。そのため、1か月以上、特定技能外国人が予定していた活動を行えないのであれば、受入れ困難に係る届出を提出してください。

○ 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出

Q 9 : 「基準不適合」とはどのような状況ですか。

A 9 : 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「特定技能基準省令」という。）第2条に掲げる基準に適合しない状況となった場合が該当します。

Q 10 : 具体的にどのような場合に届出が必要となるのですか。

A 10 : 特定技能基準省令第2条に掲げる基準については、特定技能外国人受入れに関

する運用要領第5章第2節に記載していますが、代表的な例としては、

- ・ 税金や社会保険料等の滞納が発生したとき（第2条第1項第1号不適合）
 - ・ 特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき（第2条第1項第2号不適合）
 - ・ 関係法律による刑罰を受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 実習認定の取消しを受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
 - ・ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
- などが想定されます。

Q 1 1：一時的に基準不適合となりましたが、15日以内に是正することができました。この場合も届出は必要になりますか。

A 6－3：届出の提出は必要です。基準不適合に係る説明書（参考様式第5－18号）に発生した原因と改善に至った経緯等を記載して提出してください。

Q 1 2：基準不適合の状況を把握し、現在是正に向けて関係省庁に相談をしていますが、15日以内に改善をすることができません。どうしたらいいでしょうか。

A 1 2：基準不適合を把握してから15日以内に届出をする必要があります。「基準不適合に係る説明書」（参考様式第5－18号）には、届出日現在の状況を記載して提出してください。

Q 1 3：令和7年3月31日まで随時届出となっていた「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）」が発生した場合については、届出をする必要がなくなったのですか。

A 1 3：出入国又は労働関係法令に関する不正行為が発生した場合は、特定技能基準省令第2条第1項第4号りに適合しないこととなるため、届出をする必要があります。

Q 1 4：特定技能基準省令第2条第1項第4号りで掲げられている出入国又は労働に関する法令とは、具体的にどのような法律ですか。

A 1 4：出入国に関する法令とは、主に出入国管理及び難民認定法や同法施行規則等が該当します。また、労働に関する法令とは、主に労働基準法、労働安全衛生法等が該当します。

Q 1 5：特定技能基準省令第2条第1項第4号りで掲げられている不正又は著しく不当な行為とは、どのような行為ですか。

A 1 5 : 不正行為の主な類型は以下のとおりですが、これらに限られるものではなく、労働関係法令に違反した場合なども不正又は著しく不当な行為に該当するおそれがあります。

- ①外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
- ②外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為
- ③外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部の不払い
- ④外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為
- ⑤上記①から④までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為
- ⑥虚偽文書の行使又は提供
- ⑦保証金の徴収若しくは財産の管理又は特定技能雇用契約不履行に係る違約金等不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為
- ⑧上記⑦の行為を行う者の紹介を受けて特定技能雇用契約を締結する行為
- ⑨法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為
- ⑩法第19条の20の規定による報告徴収に従わない行為
- ⑪法第19条の21の規定による処分（改善命令）に違反する行為

Q 1 6 : 雇用する日本人従業員に対する労働関係法令違反が発生しました。この場合、届出は必要ですか。

A 1 6 : 法令違反の是正の状況によっては、特定技能基準省令第2条第1項第4号に適合しないこととなるため届出が必要となります。

Q 1 7 : 支援計画に基づく定期面談を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把握しました。この場合どの届出を提出すればいいですか。

A 1 7 : 基準不適合を把握した時点で「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出」の届出が必要となります。その後、特定技能外国人に生じた問題解決のために行政機関に相談等を行った場合は、「1号特定技能支援実施困難に係る届出」の提出も必要となります。

○ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出

Q 1 8 : 支援を登録支援機関に全部委託している場合も届出は必要ですか。

A 1 8 : 支援を全部委託している場合は、届出の提出は不要です。

Q 1 9 : どのような場合に届出が必要となりますか。

A 1 9 : 支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。

- ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合
- ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、特定技能所属機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等（※）を実施した場合（非自発的離職の発生により、公共職業安定所（ハロー

ワーク）への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。）

※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含まれません。

Q 2 0 : 義務的支援の実施について、特定技能外国人から実施不要であるとの申出がありました。この場合は、届出をする必要がありますか。

A 2 0 : 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。

【施行後の登録支援機関随時報告 Q & A】

○ 全般事項

Q 1 : 登録支援機関の随時報告はどのようなものですか。

A 1 : 令和7年4月1日に改正入管法施行規則が施行されたことにより、登録支援機関が特定技能所属機関から支援の全部委託を受けている場合に、当該支援において特異事案が発生した場合には随時に地方出入国在留管理局に報告を行うこととなりました（入管法施行規則第19条の24の2）。

随時報告の詳細については、第2の2「1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告」を確認してください。

Q 2 : 随時報告は、いつまでに提出すれば良いですか。

A 2 : 報告事由が生じた日から14日以内に報告書を提出してください。

Q 3 : 事由が生じてから14日以内に報告する必要があるとのことですが、郵送で提出する場合、14日以内の消印があれば有効ですか。

A 3 : 報告事由が生じてから14日以内に、地方出入国在留管理局又は同支局に到達している必要があります。

Q 4 : 事由が生じた日から14日以内に報告書を提出することができませんでしたが、報告書を提出することは可能ですか。

A 4 : 可能です。速やかに提出してください。なお、報告が遅延した理由を説明する文書（A4サイズ、任意様式）を必ず添付してください。

Q 5 : 報告を行わなければならない事由が発生しましたが、当該外国人は既に「特定技能」ではない在留資格で日本に在留しています。報告は必要ですか。

A 5 : 「特定技能」の在留資格で在留している間に発生した事由については、既に他の在留資格に変更している場合や既に出国している場合であっても報告が必要です。

Q 6 : 報告を行わなかった場合、罰則はありますか。

A 6：報告を行わなかった又は虚偽の届出をした場合、態様が悪質である場合には、不正行為に該当するものとして、登録拒否事由に該当することになります。

Q 7：報告書の様式に記載されている「本報告書作成者の署名」欄には、誰が署名するのですか。

A 7：登録支援機関の役職員であって、実際に届出書を作成した人が署名してください。作成責任者の方と同一の方の署名である必要はありません。

Q 8：報告書は、誰がどのように提出するのですか。

A 8：登録支援機関による随時報告は、登録支援機関の責任において行う必要があります（報告書の作成についてはQ 7も参照してください。）が、作成された報告書を窓口
に持参する又は郵送する方については特段の規定はありません。

報告書作成者（登録支援機関の役職員）の方が窓口
に持参される場合は、その方の
身分を証する文書（※）を提示してください。また、郵送で提出する際には、封筒に
「特定技能届出書在中」等と記載し、届出書作成者（登録支援機関の役職員）の方の
身分を証する文書のA 4サイズの写しを同封してください。

報告書作成者以外の方が報告書を提出する場合、報告書作成者（登録支援機関の役職員）の方の身分を証する文書のA 4サイズの写しに加え、報告書を提出する方の氏名、連絡先、登録支援機関との関係を明らかにする文書又は資料を提出してください（委任状があれば、委任状を添付してください。委任状は、報告書を提出する方、連絡先、登録機関との関係が記載されたA 4サイズの任意書式で差し支えありません。）。

なお、担当部門ごとに窓口が違う場合があります。各地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

また、インターネットによる電子届出システムも利用可能です（詳細はQ 1－1 2を参照してください。）。

※ 身分を証する文書とは、本邦の機関の発行した身分証明書、健康保険証等があります（申請等取次者証明書を所持している場合、当該証明書の写しでも差し支えありません。）。

Q 9：報告書を提出した後に、誤りがあったことが判明しました。既に提出した報告書とは別に報告書を作成して提出する必要がありますか。

A 9：既に提出された報告書等を補正していただいた上で、補正した報告書を提出していただく必要がありますので、実際に報告した地方出入国在留管理局宛てお問い合わせください。

Q 1 0：電子届出システムの利用は可能ですか。

A 1 0：インターネットによる電子届出システムの利用も可能です。

電子届出システムの利用を希望される方は、事前に利用者情報登録を行っていただく必要があります。所定の様式に必要事項を記入の上、最寄りの地方出入国在留管理

局・支局の窓口に提出していただくか、郵送してください。

詳しくは出入国在留管理庁HP内「出入国在留管理庁電子届出システムポータルサイト」(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html)を参照してください。

Q 1 1 : 令和7年4月1日から登録支援機関の随時報告が始まりますが、これまで提出していた登録支援機関の随時届出はなくなったのですか。

A 1 1 : 令和7年4月1日施行の改正入管法施行規則では、登録支援機関の随時届出に係る変更はありません。そのため、登録支援機関の随時届出（登録事項変更に係る届出、支援業務の休止又は廃止に係る届出及び支援業務の再開に係る届出）については、従前のとおり行っていただく必要があります。

○ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る報告

Q 1 2 : 登録支援機関の随時報告の「1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る報告」はどのような場合に提出しますか。

A 1 2 : 同報告については、

- ・ 全部委託を受けた支援について、実施することができなかった場合
- ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、特定技能所属機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等（※）を実施した場合（非自発的離職の発生により、公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。）

※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含まれません。

- ・ 定期面談や相談等の支援業務を通じて、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合
- に提出が必要となります。

Q 1 3 : 義務的支援の実施について、特定技能外国人から実施不要であるとの申出がありました。この場合は、報告をする必要がありますか。

A 1 3 : 本人の申出により支援を実施しなかった場合は報告の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。

Q 1 4 : 支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合の報告書の記載の仕方を教えてください。

A 1 4 : 報告書のB a 欄の「特定技能所属機関における基準不適合等の問題を把握」を選択し、「基準不適合に係る説明書（登録支援機関作成用）」（参考様式第5－19号）を作成し、届出書に添付して提出してください。

Q 1 5 : 定期面談で外国人が特定技能所属機関の職員から暴力行為を受けているとの申

出がありました。この場合も特定技能所属機関に基準不適合であることを伝える必要があるのでしょうか。

- A 1 5：暴力行為がエスカレートすることが懸念されるなど、支援対象者の保護を優先すべきと判断した場合には特定技能所属機関への報告は不要です。その場合は、報告書に添付する「基準不適合に係る説明書（登録支援機関作成用）」（参考様式第5－19号）にその旨記載して報告してください。